

事業主の皆様へ

工場等における昇降機の設置に係る留意事項

平成 21 年 2 月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。その後も、エレベーターに関する事故が多発しています。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等の記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、積載荷重 1 t 未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、それとは別に、建築基準法において、かご床面積 1 m²超又は高さ 1.2m 超のものはエレベーターの規定が、かご床面積 1 m²以下かつ高さ 1.2m 以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。

つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している県または市の建築基準法担当窓口までお願いします。

工場等に設置される

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、原則として建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	所管する特定行政庁 及び担当部署	連絡先
川口市内	川口市建築審査課	048-258-1227
川越市内	川越市建築指導課	049-224-5974
所沢市内	所沢市建築指導課	04-2998-9180
越谷市内	越谷市建築住宅課	048-963-9235
上尾市内	上尾市建築指導課	048-775-8490
草加市内	草加市建築指導課	048-922-0151
春日部市内	春日部市建築課	048-736-1111
さいたま市内	さいたま市建築行政課	048-829-1534
狭山市内	狭山市建築審査課	04-2953-1111
新座市内	新座市建築審査課	048-477-4519
熊谷市内	熊谷市建築審査課	0493-39-4809
朝霞市、入間市、坂戸市、志木市、鶴ヶ島市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、和光市の各市内 小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、東秩父村、毛呂山町、三芳町、吉見町、嵐山町の各町村内	埼玉県 川越建築安全センター 確認担当	049-243-2102
加須市、行田市、秩父市、羽生市、深谷市、本庄市の各市内 小鹿野町、神川町、上里町、長瀨町、美里町、皆野町、横瀬町、寄居町の各町内	埼玉県 熊谷建築安全センター 確認担当	048-533-8776
桶川市、北本市、久喜市、鴻巣市、幸手市、戸田市、蓮田市、 鳩ヶ谷市、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市の各市内 伊奈町、白岡町、杉戸町、松伏町、宮代町の各町内	埼玉県 越谷建築安全センター 確認担当	048-964-5260

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>エレベーター かごの面積 1 m²超かつ高さ 1.2 m超 簡易リフト かごの面積 1 m²以下又は高さ 1.2 m以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低 小 ← 1.0 m² 面積 → 大</p>	<p>エレベーター かごの面積 1 m²超又は高さ 1.2 m超 小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m²以下かつ高さ 1.2 m以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低 小 ← 1.0 m² 面積 → 大</p>
<p>は労働安全衛生法では簡易リフトですが、<u>建築基準法ではエレベーター</u>となるため、<u>建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</u></p>		